

# 当行の保険募集について（保険募集指針）

株式会社 東和銀行

当行では、お客様の幅広いニーズにお応えしていくために、各種保険の取扱いを行っております。お客様に対して保険商品をご提案する場合には、各種法令等を遵守し、公正な保険募集に努めて参ります。

## 1. 当行が募集を行う保険商品について

- (1) 当行が保険募集を行う際には、保険商品の引受保険会社名をお客様に明示いたします。また、お客様にご提案する保険商品と同一種目の保険商品を複数取扱いしている場合には、取扱保険商品の一覧等により、その商品名称や引受保険会社名等、お客様の自主的なご判断による選択を可能とするための情報を保険の募集時にご提供いたします。
- (2) 保険契約は、お客様と保険会社とのご契約となることから、保険契約の引受や保険金・満期返戻金・解約返戻金等の支払は、保険会社が行うこと等を保険募集時にご説明いたします。
- (3) 引受保険会社が経営破綻した場合の取扱等、保険契約に関するリスクにつきましても、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・定款・約款」等に記載されている重要な事項を保険募集時にご説明いたします。

## 2. 保険募集に関する制限について

- (1) 当行とお客様の勤務先とのお取引による制限  
保険契約者・被保険者になる方が下記 または のいずれかに該当する場合には、当行では法令等により制限の課せられている保険を原則としてお取り扱いすることができません。  
当行の事業性資金の融資先である法人、その代表者および個人事業主の方  
従業員数が50名以下であり、かつ当行の事業性資金の融資先である法人・個人事業主の役員及び従業員の方
- (2) 当行とお客様ご自身とのお取引による制限  
お客様が当行に融資のお申込みをされており、当行がそのお申込みについてのご回答をするまでの間は、法令等により制限の課せられている保険募集を行うことができません。
- (3) 当行では、保険募集が可能な範囲・条件等を遵守するために、お客様から勤務先等を確認させていただく場合があります。  
上記の「保険」のうち、生命保険については、「個人年金保険」は含まれません。また、損害保険については、「住宅ローン関連の長期火災保険（積立型は除く）」、「債務返済支援保険」、「海外旅行傷害保険」、「年金払積立傷害保険」、「財形傷害保険」は含まれません。

## 3. 保険募集に関する当行の責任について

- (1) 当行では、保険募集に際しては、各種法令等の遵守に努めております。
- (2) 万一、説明義務違反等の法令等に違反する保険募集を行ったことにより、お客様に損害が生じた場合には、当行が募集代理店としての販売責任を負います。

## 4. ご契約後の当行の対応について

- (1) ご契約後に当行が行う業務内容は以下の通りです。  
保険契約の内容に関するご照会への対応  
保険金等のお支払い等を含む各種お手続き方法に関するご照会への対応  
保険契約に関するお客さまからのご相談・苦情への対応等
- (2) 保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、ご相談、苦情等については、当行の取扱店または下記のご相談窓口にて承り、迅速かつ適切に対応いたします。（ご相談内容につきましては、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ、対応させていただく場合があります。）  
【東和銀行 お客様相談センター：電話番号0120-495-910】  
（受付時間：平日9時～17時）
- (3) 当行では、お客様への保険募集時の説明に係る面談内容や苦情・相談の連絡先にお寄せいただいた内容を記録させていただくとともに、面談記録等につきましては保険期間満了時まで保存するなど、お客様対応を適切に行うための管理を行います。

2007年12月22日 改定

「当行が取扱う損害保険商品と引受保険会社」はこちらをクリックしてください。